

総務委員会記録

- 1 期 日 平成21年5月19日（火）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典
副委員長 野村常雄
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[会計管理部]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長
[総務局]
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長
[人事委員会事務局]
事務局長、公務員課長
- 6 報告事項
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局、監査委員事務局]
(1) 直轄事業負担金について
(2) 「広島県・四川省友好提携25周年記念訪問団」の派遣及び「広島県留学フェア」の開催
について
(3) 広島県留学生受入促進等研究会について
(4) 平成20年度米軍機の低空飛行訓練目撃情報の概要
(5) 啓発用パンフレット「みんなで備えよう新型インフルエンザ」の多言語化について
(6) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告の概要
[企画振興局]
(7) 平成22年度施策に関する提案
(8) 次期総合計画及び分権改革推進プログラムの策定について
(9) 地方分権改革推進委員会「国直轄事業負担金に関する意見」のポイント
(10) 平成21年度市町当初予算（普通会計）の概要
- 7 会議の概要

(1) 開会 午前10時35分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 質疑・応答

○質疑（渡壁委員） 先ほど説明のありました平成21年度市町当初予算の概要ですが、地方交付税等というのは、等の中に臨時財政対策債が入っているのでしょうか。

○答弁（市町行財政課長） 地方交付税等の中には臨時財政対策債が含まれております。21年度当初で地方交付税等1,572億円のうち臨時財政対策債は233億円です。

○意見・質疑（渡壁委員） 臨時財政対策債は後年度、地方交付税措置されるということで別枠に上げられるのですが、地方債という区分があるのですから、私はこれは当然地方債の中に入れるべきだと思います。後年度、交付税で措置することになっている借金というのは90兆円あるが、地方交付税は12～13兆円しかなく、実質、ほとんど措置されないのです。それを別枠にするというのは、借金隠しみたいなものでおかしいと思います。これは国が借金するのではなく地方の借金なのですから地方債の中に入れて計算すべきだと思います。

また、直轄事業負担金について、中国地方整備局長への要請事項の第一番目に「対象経費が補助事業における取扱いと異なるものについての速やかな見直し」とありますが、見直しではいけないと思います。もし、県が国からの補助金を目的以外のものに使ったならどうということになりますか。

○答弁（財政課長） 補助金の対象経費につきましては対象費目あるいは割合等が決められておりますので、当然、補助申請をした段階で落とされる、あるいは精算段階で整理をされると考えております。

○質疑（渡壁委員） 整理するとは、返還せよということですか。

○答弁（財政課長） 入ってこないということになります。

○意見・質疑（渡壁委員） 直轄事業負担金も目的以外に使われているのであれば、見直しではなく、すぐに返還してもらってください。あいまいにせず、そういう要求をしてください。そういうことができていないから、でたらめな使い方をされるのだと思います。

○答弁（財政課長） 補助金の場合は、補助金の交付や決定を受ける際に条件がありますので、精算あるいは返還するということです。この直轄事業負担金につきましては、そういう条件自体がありませんので、まず内容を明らかにするよう求めているところです。それから、対象範囲の考え方あるいは基準、こういったものを明確にさせていただき、そういったものが適切でないということになれば、当然見直しを求めたいと思っています。

○意見・要望（渡壁委員） 見直しではなく、返還してもらってください。

議会で予算を通すときには、こういう目的で使いますという説明をしているわけです。その説明以外の目的で使っていたなら当然返してもらわなければいけないと思います。議決した以上は我々の責任もあるのです。でたらめなことに支出をして

いるのですか。これは国の予算であろうが地方の予算であろうが同じことです。国が目的外で使っているのだから返還の要求をしてください。これは当然なことです。地方分権を言う前にしなければならないことだと思います。それをしなければ分権などできないと思います。総務局長、返還要求をすと言ってください。

○答弁（総務局長） 直轄事業負担金については、根本的な制度の見直しの要望を全国知事会を通じて行っております。また、現行制度の中でも透明性を高めていただくということで、使い道について、また事業の進捗度合いに応じて我々としても協議やコミットする度合いを高めていくような要望を全国知事会を通じて行っております。きのうの全国知事会議においても緊急アピールという形で、情報開示等について5月末までに回答するよう出ていますし、まず、透明性を高めていく中でいかに地方としてコミットメントしていくかということ、そして本来の直轄事業負担金と言いますか、もともと維持管理などについては廃止を要求していますけれども、現行制度の中でもきちんとした形の制度になるよう、これからも強く訴えてまいりたいと思います。

○質疑（渡壁委員） これは議会において、こういう目的で使いますという説明をしているわけです。その目的以外に使われていたなら、議決した精神とは違います。一たん国に渡ったら、もう国が勝手に何に使ってもよいということではないのです。違う目的に使われている以上は、すぐにでも返してもらわなければならないのでしょうか。また、そういう請求をする必要があるのではないのでしょうか。総務局長が言われたことはこれからのこととして、既に出てくる予算について、目的以外に使われたものについては返還してもらってください。

○答弁（財政課長） 委員御指摘のように、まずどういう形で使っているか、例えば建設負担金と維持管理負担金がありますが、今回、維持管理費の負担金の中に一部、太田川河川事務所の建設費が入っていますが、詳細については今回、追加で内容を尋ねるところです。河川の維持管理に当たって一部、庁舎が必要であるということであれば、その割合であるとか、どういったものが按分に入っているか、そういったものを踏まえて県としてその負担の説明責任を果たせるということであれば、支払っていくということであろうと思いますし、建設事業の負担金として払ったものが違うものに使われているということであれば、そういったことも検討していきたいと考えます。

○質疑（渡壁委員） あなたの説明では、何にでも使えるということになります。道路を管理するための建物、河川を管理するための建物だから国の建物まで地方が全部負担しなければならないのですか。そんなことでは分権はできませんよ。やりたい放題なんですから。これについてはいかがですか。

○答弁（財務部長） 地方公共団体の姿勢も含めて、厳しい御批判をちょうだいしていると思っております。私どもが過去に負担してきたものについて、明快な答えが現段階でできないという点において、決して我々もよしとしているわけではなく、内

心じくじたる思いもあります。決して言いわけするつもりではないですが、もとをただせば直轄事業負担金の負担根拠はどこにあるかという点、地方財政法の中に、地方公共団体が法律または政令の定めるところにより、その経費の一部を負担するときは、負担する金額を国に対して支出するものとするという極めて包括的な規定に基づいて我々はこれまで負担をしてまいりました。ですから、その経費の一部とは一体いかなるものかということについて、そういう意味ではこれまで我々もあいまいにしてきました。これは決して国だけの責任ではなくて、支払う県側の責任も、その点においてはなかったとは言えないと考えております。

ただ、一つ御理解賜りたいのは、決して我々はこれから先、そこをあいまいにしていくつもりではなく、まさに本来の原因はここにあるわけですから、ここをきれいにルールをつくりましょう、あいまいな形での負担はやめてきちりとルール化をして、そのルールについては透明化をしてくれということを国に申して、新しいルールをつくろうと考えているところであります。もちろん、地方財政法で負担の根拠があり、それぞれ道路法なり個別法において地方の負担が定められておりますので、その法体系の中で、委員がおっしゃっておられる過去の負担についてどこまで我々が主張できるかというところは、これから我々も少し勉強していかなければならないと思います。つまり、全くの無防備であってはいけないという点においては反省して、詰めて考えていきたいと思っておりますけれども、当面まずやろうとしているのは、あいまいなところを明確にしていこうという点で、これは前に向かって闘っていく姿勢でありますので、何とぞ御了承いただきたいと思っております。

○意見・質疑（渡壁委員）　こういう負担についてその中身をはっきりさせてほしいと私は議会で何回も質問していますが、はっきりされたことは1度もないと思います。今回の件については払いませんと、はっきりと言わなければ、国はこういう理由が必要であるという説明はしないと思います。何もかも、はっきりした答えをしないわけで、何に使っているのかわからないのに議決させられる。そんなばかな話はありません。中身がわかってから議決しなければ、むちゃでしょう。そんなことを許しているから議長が中国整備局長のところへ行っても、広島県をなめ切ったようなことを言うのでしょう。私は返還を求めるように要求します。

地方分権の立場から、意見を述べておきたいと思うのですが、10年ほど前に地方自治法が改正され、その際、機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に整理されました。したがって、それ以外の事務は地方自治体にはないわけです。先ごろ一般には定額給付金と呼ばれております家計緊急支援対策費が国で議決されましたが、法定受託事務ならば、法律を決めて地方にやってもらうことにしなければいけません。その定額給付金がいかに悪いかというのは、国会が決めたことですから我々が関与する必要はありませんし、関与しようという気もないのですが、法治国家ですから国は法律を作った上で地方へ実施してくれと言わなければならない。ところが、その法律をつくらない。法律をつくらないのであれば、自治事務にして地

方でその趣旨に沿ったような使い方をしてくれと言えばよい。そうすれば地方議会で、どういうふうにするかという議論をします。これは、どちらかなのです。法律をつくらなければ、国の出先機関もあるのですから国が行えばよい。税務署でやるのもよいでしょう。職業安定所でやるのもよからうし、国の機関で行えばよいのです。ところが法律もなく、法定受託事務でもないのに地方自治体に仕事をさせており、これは拒否することもできるのですが、拒否したらどういうことになるかといえ、うちの町だけお金を払ってくれないと言われるようになります。よその町は皆もらっているのにうちだけもらえないということになりますから事実上、拒否できない。これは自治法の本意にも反しているし、地方自治体を侮辱するといえますか、地方分権に対する甚だしい侵害だと思います。臨時議会を開こうかという動きもありますが、景気対策の事務についても精査する必要があると思います。法律も決まっていなくて、県が受け取って、あれをします、これをしますと言うのはおかしいでしょう。そういう意味では、地方自治体を無視して、無法地帯で、何でもありになっているわけです。

ですから私は、分権に対することをいくら提案したところで、そういったところのチェックなど具体的なことがきちんと押さえられなければ、分権は進まないと思うのです。地方を侮辱するようなことは取り上げれば山ほどあるのです。例えば、後期高齢者医療制度でも県が今年度288億円の負担をしておりますが、その内容について県議会で議論することができたでしょうか。予算を提案したのだからできないことはないと言え、そうかもしれませんが、国が決めましたというだけで、中身については地方では議論できないのに、財政が厳しい中お金だけ負担させられるわけです。そんなことを積み重ねているから、機関委任事務は廃止されたけれども、それは形だけであって、地方分権というのはどんどん後退し、今は以前よりもひどいことになっています。その地方分権が後退する度合いに従って、地方財政というのはどんどん厳しくなっているわけです。だから、そういうところをきちんと見直すことをしなければならないと思います。そこで家計緊急支援対策費について県がどう関与したのか、またそのあたりを点検しながらやったのかどうか、そしてそういった問題意識を持っているのかどうかについて教えてください。問題意識さえ持っていないならばますます大問題ですが。

○答弁（市町行財政課長） 定額給付金につきましては、昨年末から国の緊急経済対策としてスタートしたところですが、本来的に言えば、大きな地方分権の流れの中で、県、市町と共通に言えるでしょうが、ある程度裁量と工夫ができるような形で経済対策についても進めていくことが望ましいと思います。我々も国へのいろいろな施策提案につきまして、自由度を高めてほしいと申し上げているところですが、今回は、全国的に同一の制度として緊急の生活支援、家計支援を行うという趣旨の中で出てきたものです。基本的には、これは個人に対する金品を目的とした補助事業であり、各市町の申請等に基づいて、我々としては手続せざるを得ないと思っています。

す。一方、先ほど申し上げました家計支援、生活支援という側面もあり、国との連絡調整といった役割を果たしてきたところであります。

○質疑（渡壁委員） 問題意識があるかどうかを聞いているのです。日本の政治は法治主義でしょう。何でもありではないでしょう。そういう問題意識を持っていたのか持っていなかったのかを聞いているわけです。法律がないのにでたらめするのですか。

○答弁（地域振興部長） 委員のおっしゃるとおり、この定額給付金制度が出たときに、この事務がどういう事務かという私の理解は、自治事務です。しかも国庫10分の10の補助事業ということで位置づけておりましたので、それに対してどういうことをやっていけるかということ、県としては特に財源を出すわけではありませんが、こういう国の施策に対して市町がなかなか声を上げられない、要するに自分のところは受けないというふうにはいきませんので、市町の制度的な課題をどのように解決していくか、連絡調整という意味で市町の声为国に上げるといったことだけをやってきております。ですから、県としては、国に対して課題を申し上げていくことがやはり必要だったのだろうと思っています。

○質疑（渡壁委員） 自治事務ならば、各自治体が条例をつくらなければいけません。23ある自治体の中で幾つの市町が条例をつくって、これを執行したのですか。そして条例をつくる際には、自治事務である以上は各自治体がこのように使うというのを決めなければいけません。条例を幾つの市町でつくっているかを説明してください。

○答弁（地域振興部長） 予算執行に当たっては条例制定の必要はないと考えています。例えば、尾道市がこの定額給付金の実施に当たって予算議決をするときに、国でまだ予算の可決がされていないため、国が執行するまでは、附帯決議を得て執行を待っているといった例があります。これは歳出予算ですから、あくまで市町が個人に対する給付を国の10分の10の補助金を受けて出す、出さないというのを予算議決として決めておりますので、条例事項ではないと認識しております。

○質疑・意見（渡壁委員） 条例事項でない自治事務がありますか。自治事務である以上は条例で決めなければいけないでしょう。勝手にはできないでしょう。自治事務である以上はこのように使いますときちんと決めなければだめなのですよ。しかしそれをやっていないでしょう。私は、そのようなことが地方分権を阻害するもとだと言っているのです。そこを厳密にやらなければ地方の責任だって問われるでしょう。例えば、福山市、広島市が勝手にこの制度をいじることが出来ますか、いじることができないのを自治事務と言えますか。

○答弁（地域振興部長） この定額給付金のもともとの性格づけとして、一つはいわゆる経済対策、それからもう一つは、やはり低所得者対策という意味があったと思いますが、そういう補助制度の中で、もともとの自治事務の中には自治体としての役割がありますから、それを受けて執行に当たっては予算議決で実施しますが、補助

制度ですから補助要綱があり、その補助要綱に合わないものは当然補助対象になりません。

○質問（渡壁委員）　そういうものを機関委任事務というのです。機関委任事務は廃止になったのではないですか。

○答弁（地域振興部長）　もともと今の補助制度の中の大前提として確かに機関委任事務をやる手はあるのですが、最終的に市町は、それを選択して受ける、受けないというのを決めることができます。しかしながら、現実には個人給付までいきますので、23市町の全てが、受けないというような選択肢がなかったという意味では、やはり国の施策の地方への押しつけになっていると私も思っていますが、原則論から言えば自治事務であって、補助を受ける、受けないという選択肢があるという意味では、補助要綱に基づいた最終決定権は市町にあると考えています。

○意見（渡壁委員）　自治事務には条例が必要で、条例なしで勝手にはできません。これは自治事務ではないのに自治事務と言いくるめようと思うから無理がある。最後にしますが、企画振興局は地方分権を推進する部局でしょう。その地方分権を推進する部局が国にこんなにやりたい放題やられて、そうですかと請け負う、そういうことがいけないと言っているのです。これでは広島県の分権は前に進みません。自治事務なら自治事務で市町に対して、そういう条例をつくりなさいと指導すべきなのです。日本は法治主義であり、条例もなしに、勝手にどんどん進めるような制度にはなっていません。

○質疑（児玉委員）　先ほど説明のありました四川省への訪問団の派遣についてですが、これは素晴らしいことだと思いますし、必要なことだと思っています。しかし、先週までは何も問題はないかと思っていましたが、先週からインフルエンザの問題が急激に出てきました。先ほどインフルエンザについては、状況を注視しながら進めていきたいという説明がありましたが、この訪問団は、県及び、議会で構成され、大変に重要なものだと思いますので、万全の対策が必要ではないかと思いますが、出発まであと20日余りとなっており、インフルエンザ対策について、もう少し詳しくお伺いします。

○答弁（国際課長）　委員御指摘のように、私どももこの新型インフルエンザの影響については、極めて重要視して、現在検討しております。この問題については、例えば広島側で発生した場合、それから四川省側で発生した場合、また、そのほか広島県の訪問団につきましても北京にも行きますので、それぞれの地域別の発生状況、そして日本での発生状況、そういったものを見ながら検討していく必要があると考えております。現在、四川省政府との間でも現時点での考え方の意見交換をしており、実務レベルでは引き続き受け入れに向けて準備を進めていきたいという回答をいただいております。ただ、これは現時点での状況を踏まえてのやりとりですので、場合によっては最終段階で先ほど申し上げましたように広島あるいは四川省、あるいは北京でのインフルエンザの発生状況によっては直前での判断ということもあり

得ると考えながら、慎重に準備を進めているところです。

○要望・質疑（児玉委員） 広島で発生したらどうなるのか、また中国で発生したらどうなるのかありますし、また、例えば全員が1週間とめ置かれるというような状況になりますと、議会対応等も狂ってしまいますので、慎重に判断をお願いしたいと思います。

2点目に、先ほど職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告が、人事委員会からありました。これは国の人事院勧告を受けて広島県独自で判断をしたということですが、実は、5月15日現在で国の勧告に対して、各都道府県並びに政令市がどういった対応をとっているかという資料をいただいております。見送ったのは宮城県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県、また、政令市で言いますと広島市等も見送っておりますが、どういう判断で見送ったかについて人事委員会で把握されていれば教えていただきたいと思っております。

○答弁（公務員課長） 15日現在、人事院のように実施するのが36県、見送りが11県となっています。見送った団体におきましては、調査を行った時点で多くの事業所から回答がなかったということで判断できるデータがなかったというのが1点、あとは国と比べますと、国の支給月数は2.15カ月ですが、それを0.2カ月凍結し1.95カ月にするといった部分において、現在1.95カ月になっている自治体、または給与カット等において実質的に1.95カ月を下回っていることで実質的には国と同等以下の状況にあるといった2点におきまして見送っていると伺っています。

○質疑（児玉委員） カット等によって国と同等であるから県は減額、凍結をしないという判断であります。広島県の場合も同様にカットを役職別に、一般職では3.75%という割合でカットをしているわけですが、その部分は今回の報告の中にどのように組み込まれているのでしょうか。

○答弁（公務員課長） 職員の期末・勤勉手当につきましては、民間の支給実績に応じて、支給額と平均月額を割って、月数を出しています。この月数に県の期末・勤勉手当を合わせていますので、各カット部分からの積算によるところの決定というものはありません。ですから、支給ベースでいきますと、カット後のものに支給月数を乗じるので、落ちるところはありますけれども、人事委員会として報告を出すものは支給月だけです。

○要望（児玉委員） これから執行部が、報告についての判断をされるわけですが、そのあたりもいろいろな面から判断しなければならないのではと思います。職員も随分我慢をしてくれている部分もありますし、他県の状況も見ながらしっかりした判断をお願いしたいと思います。

○質疑（武田委員） 新型インフルエンザの対応と今後の予算的な対策について伺います。今回の問題は世界的に大変なことになっていますが、従来の季節性のインフルエンザでも日本だけで毎年1,000万人が感染し、合併症等で1万人が死亡しています。これに対して日本の社会は冷静に対応してきたというのが現状だろうと思います。

今回、メキシコ、アメリカなどで発生している新型インフルエンザを水際の作戦で完全に封じ込める段階は過ぎ、正確かどうかはありますが、現在、国内で186名くらいの感染者が出るなど、感染の拡大が著しくなっています。幸い感染力や毒性が通常の季節性インフルエンザと変わらないということ、症状が軽いということですが、政府も行動計画を切りかえるという状況にきています。

そういう中で、修学旅行を延期するとか取りやめるといった問題等も出ておりますし、昨日あたりから通勤時にマスクをしている人が目立つようになりました。また、あるお店では、マスクは大阪の方へまわすので当分広島には入らないというような状況になっていました。何十年か前のトイレットペーパーを一気に買いあさるというような状況が、今はマスクを買いあさるという状況になっているのではないかと思います。このような状況から県としてマスクの備蓄をどのようにするのか、また、このインフルエンザはタミフルで治るとのことですので、タミフルの備蓄も必要になると思います。このような中、福山、三原に追加で発熱外来の施設を設置するということで、全部で12施設となりましたが、今後さらに発熱外来を設置していかなくてはならないという状況も考えられます。要するにタミフルの備蓄やマスクの備蓄、発熱外来の施設をつくるにはお金が必要で、市町においても、かなりの負担があると思います。県として臨時的に予算措置をする必要があると考えますが、概況等を含めてお伺いします。

○答弁（財政課長） 新型インフルエンザ対策であります。委員が言われましたように、非常に状況が刻々と変わっております。そういう意味では非常に機動的な対応を求められておまして、タミフルの備蓄は現在、23万人余り分の備蓄がありますけれども、実は当初予算におきましても追加の備蓄に向けての予算措置、あるいは当初は鳥インフルエンザを想定しての入院機関に対する防護服あるいは人工呼吸器といったものの予算措置はしています。ただ、国内で今回、非常に弱毒性と言われておりますが、感染者がふえる中で、5月16日に危機管理本部を開設し、情報提供でありますとか感染拡大の抑制、あるいは委員がおっしゃいましたように医療体制の整備、社会機能の維持、こういった点の対処方針が定められております。具体的には、マスクやタミフルの追加の備蓄、こういったことも対処方針の方で定められておまして、予算が必要なものがありましたら追加の補正予算をお願いするようなこと、あるいは、緊急な負担が必要な場合におきましては予備費といったものも視野に入れて今後検討していきたいと考えています。

○要望（武田委員） 緊急性が非常に高いので、早い措置をしていただきたいと思います。そして、一般的なインフルエンザより軽いようではございますけれども、新しいということで世界中が騒動していますし、県民の方々を慌てさせないよう、しっかり情報提供をした方がいいと思いますので、さらに情報提供の強化をお願いします。

○質疑（梶川委員） 広島県の各行政委員の月額報酬についてお尋ねします。5月11日の中国新聞では、広島県の収用委員は7名おり、1,637万円払われているということ

で、平均しますと1人当たり232万円、月額20万円弱が支払われているということになります。これ以外の行政委員、例えば公安委員ですとか教育委員、労働委員、人事委員、選挙管理委員、監査委員など県の各行政委員が現在何人いて、月額幾ら支払われて、そして勤務実態はどうなっているのか、月に何日働いているのかということについてお尋ねします。

○答弁（人事課長） 行政委員会の委員の状況ですけれども、本県におきましては9つの行政委員会があり、67人の委員がおられます。月額の報酬は、5万7,600円から25万7,400円まで幾つか種類があり、平均すれば20万円弱程度です。昨年度、全体では67人分で年額1億2,987万円の報酬を支払っています。

勤務実態は委員会ですさまざまですが、基本的には月1～2回程度の委員会があり、多いものは週1回開催しています。そのほかにも出張等があり、委員会によりさまざまというのが実態です。

○質疑（梶川委員） 新聞によると、収用委員に関して、本県では1,637万円ですが、岡山県はその半分以下の763万円です。富山県に至っては日額制で、本県の約40分の1となっています。地方自治法でも、非常勤職員への報酬は条例以外で特別に定めた場合以外は、勤務日数に応じて支給するようになっており、本県の財政が厳しい中、また県の職員も給与がカットされており、さらに夏季の期末手当に関しても減額が検討されている中で、行政委員の月額報酬にだけ何もメスが入れられてないというのは少しおかしいのではないかという声も県民から上がっておりますので、ぜひ本県でも見直しを検討するべきだと思いますが、見直しを検討する予定はありますか。

○答弁（人事課長） 実は本年1月に滋賀県の労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会について、月額報酬を支給するのは適当でない、違法であるという大津地裁の判決が出ています。これに滋賀県は控訴をしていますが、我々としては控訴審の状況も見守りたいと考えています。また他の都道府県で見直しの動きも出ていますので、そういったことも踏まえて、行政委員報酬の見直しを検討したいと考えています。

なお、報酬については財政状況を勘案して、19年4月から一律10%を減額していますので何も見直してないということではありませんが、もっと根本的な見直しということであれば、今回の判断も見守りながら今後検討していきたいと考えています。

○要望（梶川委員） 訴訟の成り行きを見守るということですが、例えば広島県と岡山県で行っている仕事とそれほど極端に違うとは思えないのに、収用委員は広島県の方が倍額となっています。他の山口県とか岡山県とか島根県とか鳥取県の行政委員の報酬もぜひ調べて、広島県の行政委員の報酬が適切であるかどうかを検討するよう要望します。

(4) 閉会 午後0時